



平成 27 年 9 月 8 日

各 位

会 社 名 ユニ・チャーム株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 高原 豪久  
(コード：8113 東証第一部)  
問合せ先 執行役員 経理財務本部長 浅田 茂  
(TEL 03-3451-5111)

## 2020 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行条件等の決定に関するお知らせ

ユニ・チャーム株式会社（以下、「当社」といいます。）は、平成 27 年 9 月 8 日の取締役会決議に基づく 2020 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、発行条件等を決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額	2,409 円

(参考)

発行条件決定日（平成 27 年 9 月 8 日）における株価等の状況

イ. 東京証券取引所における株価（終値）	2,189.5 円
ロ. アップ率 $[\{(転換価額) / (株価(終値)) - 1\} \times 100]$	10.03%

#### 2. 社債に関する事項

(1) 払込金額	本社債額面金額の 109.5%
(2) 募集価格（発行価格）	本社債額面金額の 111.5%
(3) 組織再編等、上場廃止等及びスクイーズアウトによる 繰上償還時に適用される償還金額の最高額	本社債額面金額の 200.0%

(ご参考)

1. 2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

- |                            |   |
|----------------------------|---|
| (1) 社債の総額                  | 500 億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額   |
| (2) 発行決議日                  | 2015 年 9 月 8 日  |
| (3) 新株予約権の割当日<br>及び社債の払込期日 | 2015 年 9 月 25 日(ロンドン時間、以下別段の表示がない限り同じ)  |
| (4) 新株予約権を行使す<br>ることができる期間 | 2015 年 10 月 9 日から 2020 年 9 月 11 日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、繰上償還の場合は、償還日の東京における 3 営業日前の日まで(但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2020 年 9 月 11 日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。<br>また、当社が組織再編等を行うために必要であると合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して 14 日以内に終了する 30 日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。<br>また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における 2 営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における 3 営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。 |
| (5) 償還期限                   | 2020 年 9 月 25 日   |

(6) 潜在株式による希薄化情報 今回のファイナンスを実施することにより、2015年6月30日現在の発行済株式総数（自己株式を除く。以下同じ。）に対する潜在株式数の比率は3.45%になる見込みです。

(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に、新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。

なお、本新株予約権付社債の転換請求にあたっては、自己株式を活用することを意図しております。

## 2. 調達資金の使途

本資金調達による発行手取金（概算額 546 億 5,000 万円）の使途は、以下を予定しております。

- ① 当社連結子会社 Unicharm Gulf Hygienic Industries Ltd.（サウジアラビア王国所在、以下、「UGH1」といいます。）の少数株主が保有しておりました UGHI 株式（発行済株式数の 44% 相当）を平成 27 年 6 月に約 507 億円で追加取得した際、一部を金融機関から調達した短期借入金 300 億円により賄ったため、その返済に 300 億円を充当（弁済日：平成 27 年 9 月 29 日）。
- ② 当社連結子会社 Unicharm India Private Ltd.（インド共和国所在、以下、「UC India」といいます。）が平成 29 年 12 月期末までにインド国内で予定しておりますベビーケア及びフェミニンケア製品製造工場の新設・増床及び設備増強向け投資資金に残額 246 億 5,000 万円を充当。なお、当該新設・増床及び設備増強への資金充当については、当社から UC India への投融資を通じて行います。

※ 詳細は、平成 27 年 9 月 8 日付当社プレスリリース「2020 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上